

## 焼津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、焼津市立図書館雑誌スポンサー制度要綱（平成24年焼津市教育委員会告示第1号）に基づく雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告物の掲示)

第2条 図書館は、雑誌スポンサーから寄贈された雑誌を雑誌コーナーに配架するに当たり、最新号の雑誌カバーの表面及び雑誌架の扉に寄贈者の名称と寄贈された旨を掲示し、また、雑誌カバーの裏面及び雑誌架の扉に寄贈者が発信したい情報（以下「広告」という。）を掲示するものとする。

### (寄贈雑誌及び寄贈先図書館の選定)

第3条 雑誌スポンサーは、図書館と協議のうえ、寄贈する雑誌及び寄贈先図書館を別表から選定ものとする。

2 寄贈する雑誌は、図書館が作成した雑誌リストから選定する。

### (広告等の規格)

第4条 雑誌カバーの表面へ掲示する名称等の表示ラベルの規格は、次のとおりとする。

表示ラベルの大きさ	縦4cm、横13cm以内
表示ラベルの色	地色は桃色、文字は黒
貼付位置	雑誌カバー表面の底辺より2/3上部

2 雑誌カバーの裏面の広告は、雑誌スポンサーの作成による片面広告で、大きさはA4判以下とする。なお、掲示した広告の内容は、四半期ごとに変更することができる。

3 雑誌架扉へ掲示する表示ラベルの規格は、次のとおりとする。

表示ラベルの大きさ	縦4cm、横13cm以内
表示ラベルの色	地色は桃色、文字は黒
貼付位置	扉底辺より20cm上部

なお、最新号カバー裏面に挿入又は貼付する同様の広告チラシを掲示する。

4 雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

### (広告等の掲示期間)

第5条 広告等の掲示期間は、雑誌の寄贈期間と同様とする。

### (申込みの受付)

第6条 雑誌スポンサーの申込みは、随時とする。

### (雑誌スポンサーの申込みの重複及び広告内容の審査)

第7条 雑誌スポンサーが同一の雑誌を選択し申込みが重複した場合は、申込み時期の早い雑誌スポンサーを優先するとともに、広告内容の審査についても優先する。

(雑誌の納入方法)

第8条 図書館に寄贈する雑誌は、雑誌スポンサーが指定する書店等が図書館へ納入するものとする。

2 前項の書店等は、雑誌の発売日の午前中に図書館に納入することが可能な書店等とする。

(雑誌購入代金の支払方法)

第9条 図書館に寄贈する雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーの全額負担とし、雑誌スポンサーが書店等に直接支払うものとする。

(やむを得ない事情による雑誌の変更)

第10条 雑誌スポンサーが寄贈する雑誌が廃刊又は休刊となった場合その他やむを得ない事情により雑誌の入手が困難となったときは、図書館と協議の上、図書館に寄贈する雑誌を別の雑誌に変更するものとする。

(所有権)

第11条 図書館が寄贈を受けた雑誌の所有権は、焼津市に帰属するものとする。

(制度の休止)

第12条 災害等のやむを得ない事情により、雑誌の配架が困難になったときは、本制度は一時休止する。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項は、図書館と雑誌スポンサーにおいて協議して定めることとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。